

3. その他様式

(1) 取締役申述書の記載例

平成×年×月×日	
会計参与〇〇〇〇 殿	
	〇〇〇〇 株式会社
	代表取締役 (署 名)
	(又は記名捺印)
	財務・経理担当取締役 (署 名)
	(又は記名捺印)
当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書を貴殿と共同して作成するに当たり、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、会計帳簿等の作成責任は、取締役にあることを承知しております。	
記	
1. 会計帳簿等は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、具体的には「中小企業の会計に関する指針」に準拠して作成しております。 2. 会計帳簿等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はありません。 3. 法令を遵守し、会社の組織体制を維持確立する責任は取締役にあることを承知しております。 4. 取締役や会社の組織体制に重要な役割を果たしている従業員等による計算関係書類に重要な影響を与える不正及び違法行為はありません。 5. 貴殿から要請のあった会計記録及び共同して計算関係書類を作成するに当たって必要な資料は、すべて遅滞なく貴殿に提供いたしました。 6. 貴殿の質問に対する回答はすべて真実です。 7. 計算関係書類に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象及び後発事象はありません。	
	以 上

(2) 計算関係書類作成日における取締役と共同作成した旨の合意書の記載例

計算関係書類共同作成合意書

〇〇〇〇 株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の下記の計算関係書類を会社法第374条に基づき、〇〇〇〇 株式会社の会計参与及び取締役が、平成×年×月×日に、会計参与の職務、権限及び責任を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に、共同して作成したことを、以下のとおり合意する。

記

合意日

平成×年×月×日

共同して作成した計算関係書類

貸借対照表、損益計算書、
株主資本等変動計算書、個別注記表、
附属明細書

〇〇〇〇 株式会社
財務・経理担当取締役

(署 名)

会計参与

(署 名)

以 上

(注) 後発事象が発生したことにより、再度計算関係書類を取締役と共同して作成する場合には、改めて合意書が作成されることに留意する。

5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表

(1) 処理方法(Yes、No、該当なしの欄にチェックマーク(✓)を書き込んで使用する。)

番 号	項 目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回 答 欄			摘 要
			Yes	No	該当なし	
金 銭 債 権						
1-1	(貸借対照表価額)	金銭債権（受取手形、売掛金、貸付金その他の債権）の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額を付しているか。				
1-2	(適正な価格)	取得価額と債権金額との差額が金利の調整と認められる場合は、重要性の乏しい場合を除き、決済期日までの期間にわたり、毎期一定の方法で取得価額に加減して処理（償却原価法）しているか。				
1-3	(手形の譲渡)	手形の割引又は裏書は金銭債権の譲渡として手形の割引時に手形譲渡損を計上しているか。				
1-4	(金銭債権の譲渡)	金融機関等による金銭債権の買取時に債権譲渡損益を計上しているか。				
1-5	(デリバティブの貸借対照表価額)	デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理しているか。				
1-6	(ヘッジ取引)	ヘッジ目的のデリバティブ取引は、ヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジとして有効である（ヘッジ会計の要件を満たす）場合、評価差額を繰延ヘッジ損益として処理することができるため、この処理を行っているか。				
貸倒損失・貸倒引当金						
2-1	(貸倒損失)	法的に債権が消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合、その金額を貸倒損失として計上し、債権金額から控除しているか。				
2-2	(貸倒引当金)	金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、以下の区分に応じて取立不能見込額を貸倒引当金として計上しているか。 貸倒懸念債権 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定しているか。 破産更生債権等 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を取立不能額としているか。 一般債権 債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定しているか（貸倒実績率法）。				
2-3	(法人税法規定による計上)	法人税法規定の繰入限度額相当額を計上している場合、会計上の一般債権に対する引当金を明らかに下回っていないか。				

番 号	項 目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回 答 欄			摘 要
			Yes	No	該当なし	
有 価 証 券						
3-1	(保有目的による区分)	有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的により、以下の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行っているか。 1 売買目的有価証券 2 満期保有目的の債券 3 子会社株式及び関連会社株式 4 その他有価証券				
3-2	(売買目的有価証券の評価)	売買目的有価証券として分類している場合、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理しているか。				
3-3	(満期保有目的の債券の範囲)	満期保有目的の債券として分類している場合、満期まで保有する意思と能力があるか。				
3-4	(満期保有目的の債券の評価)	取得価額をもって貸借対照表価額としているか。また、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理しているか。				
3-5	(子会社株式及び関連会社株式の評価)	子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としているか。				
3-6	(その他有価証券の範囲)	売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券はその他有価証券としているか。				
3-7	(その他有価証券の評価－市場価格のあるもの)	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は純資産の部に計上しているか。 債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理したうえで、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の処理を行っているか。 なお、保有額が多額でないため、取得原価をもって貸借対照表価額としているか。				
3-8	(その他有価証券の評価－市場価格のないもの)	市場価格のない有価証券は、原則として取得価額で計上しているか。 債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理しているか。				
3-9	(有価証券の減損)	市場価格のある有価証券で、その時価が、50％程度以上下落した場合（回復する見込みがあると認められる場合を除く。）、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失としているか。 市場価格のない有価証券は、その実質価額が50％程度以上低下した場合（回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除く。）、当該実質価額をもって貸借対照表価額としているか。 なお、有価証券の減損処理は、法人税法に定める処理に拠った場合と比べて重要な差異がないため、法人税法の取扱いに従っているか。				

番 号	項 目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回 答 欄			摘 要
			Yes	No	該当なし	
棚 卸 資 産						
4-1	(棚卸資産の評価基準)	原価法又は低価法で評価し、原則として継続適用しているか。				
4-2	(棚卸資産の評価方法)	棚卸資産の評価方法は、次のいずれかの方法に拠っているか。 1 個別法 2 先入先出法 3 後入先出法 4 総平均法 5 移動平均法 6 売価還元法 最終仕入原価法で計算している場合、期間損益計算上著しい弊害がないか。				
4-3	(棚卸資産の評価損)	原価法を採用した場合、時価が著しく低いときは、将来回復の見込みがある場合を除き時価で評価しているか。 次の事実が生じた場合、評価損を計上しているか。 1 棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき 2 著しく陳腐化したとき 3 上記に準ずる特別の事実が生じたとき				
経 過 勘 定 等						
5-1	(経過勘定等)	費用については発生主義、収益については実現主義に基づき計上し、前払費用、前受収益、未払費用及び未収収益は貸借対照表に計上しているか。				
5-2	(例 外)	前払費用のうち支払日から1年以内に提供を受ける役務に対応する金額を支払時に費用処理している場合、継続適用しているか。 また、重要性の乏しいため、当期の費用又は収益として処理していないか。				
5-3	(その他の項目)	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なものについては、適正な項目を付して資産又は負債として計上し、また、当期の費用又は収益とすべき金額については適正な項目に計上して費用又は収益として処理しているか。				
固 定 資 産						
6-1	(減価償却)	定率法、定額法又はその他の方法に従い、每期継続して規則正しく減価償却を行っているか。 法人税法の規定により減価償却を行う場合、償却限度額をもって償却額としているか（償却限度額未満の計上は認められないので留意する。）。				
6-2	(特別償却)	租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除き、その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより、繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上しているか。				
6-3	(圧縮記帳)	固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより、圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上しているか。				

番 号	項 目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄			摘 要
			Yes	No	該当なし	
6-4	(固定資産の減損)	ただし、次に掲げる資産は直接減額方式が認められるため、この処理を行っているか。 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 収用等により取得した資産 4 特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産 次に掲げる項目に該当し、かつ時価が著しく下落しているものは、減損処理をしているか。 1 固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと 2 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと				
6-5	(ソフトウェアの償却)	社内利用のソフトウェアや市場販売目的のソフトウェアの制作費は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。 ただし、法人税法の定める償却方法に拠ることができるため、この方法に拠っているか。				
6-6	(販売使用見込のないソフトウェア)	販売、使用見込みがなくなったものは、未償却残高を一時に費用処理しているか。				
6-7	(ゴルフ会員権の減損)	ゴルフ会員権について、重要性が大きい場合で次のいずれかに該当する場合は減損処理をしているか。 1 時価があるものについて、時価が著しく下落 2 時価のないものについて、発行会社の財政状態が著しく悪化				
6-8	(預託保証金の減損)	時価が預託保証金の額を下回る場合には当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定しているか。 ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができるため、この処理を行っているか。				
繰 延 資 産						
7-1	(繰延資産の計上)	繰延資産として計上される費用は繰延資産の要件を満たしているか（社債発行差金及び税法固有の繰延資産については法人税法上償却限度額の規定があることに留意する。）。				
7-2	(償却額・償却期間)	繰延資産は、その支出又は発生の効果が発現するものと期待される期限内に相当の償却をしているか。				
7-3	(研究費・開発費)	研究費及び開発費のうち、新知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求並びに新製品等への研究成果その他の知識の具体化に係る費用は、その発生時に費用処理しているか。				
7-4	(繰延資産の一時償却)	支出の効果が期待されなくなった繰延資産は、一時に償却しているか。				
金 銭 債 務						
8-1	(貸借対照表価額)	金銭債務には債務額を付しているか。				
8-2	(社 債)	払込金額が債務額と異なる社債は適正な価格を付すことができる。この場合、その差額に相当する金額を社債発行日から償還日にわたり償却原価法により処理しているか。				

番 号	項 目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄			摘 要
			Yes	No	該当なし	
引 当 金						
9-1	(引当金の設定要件)	次のすべての要件に該当するものは、引当金として計上しているか。 1 将来の特定の費用又は損失であること 2 発生が当期以前の事象に起因していること 3 発生の可能性が高くその金額を合理的に見積ることができること				
9-2	(引当金の繰入計上)	引当金のうち、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上しているか。				
9-3	(賞与引当金)	翌期に支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しているか。 平成10年度改正前法人税法に規定した支給対象期間基準の算式により算定する場合、次のいずれかに該当するか。 1 賞与について支給対象期間の定めのあること 2 支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっていること				
退職給付債務・退職給付引当金						
10-1	(確定給付型退職給付制度の場合)	就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している場合、次のいずれかの方法により退職給付引当金を計上しているか。 1 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務として、退職給付引当金を計上する（簡便法）。 2 退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務年数に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する（原則法）。 なお、2で、企業年金制度移行による年金資産がある場合、退職給付債務から当該金額を控除した額を計上すべき退職給付引当金とする。				
10-2	(退職金規定がなく支払合意もない場合)	退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、引当金を計上しているか。				
10-3	(適用時差異特則)	「中小企業の会計に関する指針」に基づき、退職給付引当金を新たに計上した場合の適用時差異については、次のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。 1 10年以内の一定の年数 2 従業員の平均残存勤務年数				
10-4	(適用時差異の注記)	特則による場合には未償却の適用時差異の金額を注記しているか。				
10-5	(中小企業退職金共済制度等)	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。				

番 号	項 目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回 答 欄			摘 要
			Yes	No	該当なし	
税金費用・税金債務						
11-1	(法人税、住民税及び事業税)	現金基準ではなく、発生基準により当期に負担すべき金額を損益計算書に計上し、決算日後に納付すべき金額を税金債務（未払法人税等）として計上しているか。				
税 効 果 会 計						
12-1	(税効果会計)	一時差異の金額に重要性がある場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しているか。 重要性がないため、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していないか。				
12-2	(繰延税金資産の回収可能性)	繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できる金額を計上しているか。				
12-3	(回収可能性の判断)	回収可能性の判断は厳格かつ慎重に行ったか。				
収益・費用の計上						
13-1	(網羅性と収益費用の対応)	すべての収益とこれに対応するすべての費用を計上しているか。				
13-2	(収益・費用の認識基準)	原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識しているか。				
外 貨 建 取 引 等						
14-1	(外貨建取引)	外貨建取引は原則として取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録しているか。				
14-2	(決算時の処理外貨建金銭債権債務等)	外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）は決算時の為替相場により円換算額を付しているか。 外貨建金銭債権債務のうち長期（1年超）のものについて重要性がないため、取得時の為替相場による円換算額を付しているか。				
14-3	(満期保有目的の外貨建債券)	満期保有目的の外貨建債券については、外国通貨による取得価額又は償却原価法による価格を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。				
14-4	(その他の外貨建有価証券の換算)	外貨建売買目的有価証券、その他有価証券（時価のないものを含む。）及び評価損を計上した有価証券については、外国通貨による時価(時価のないものについては取得価額)を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。				
14-5	(法人税法上の取扱いとの調整)	法人税法は外貨建資産等を1年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定しているが、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、「中小企業の会計に関する指針」の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させているか。				
14-6	(ヘッジ会計の適用) (振当処理)	外貨建取引にヘッジ会計（原則的処理又は振当処理）を適用する場合、外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係がヘッジ会計の要件を満たしているか。 ヘッジ会計の要件を満たしている場合、為替予約等により確定する決済時における円貨額により金銭債権債務等を換算し直物相場との差額を期間配分する方法（振当処理）を適用しているか。				

番 号	項 目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回 答 欄			摘 要
			Yes	No	該当なし	
組織再編の会計						
15-1	(企業結合会計)	合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの企業結合については、会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等の4つ）に基づき会計処理を適用しているか。				
15-2	(資産及び負債の受入れ価額)	結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債は、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業の適正な帳簿価額を付しているか。 ただし、取得と判定された場合であっても適正な帳簿価額を付すことができる場合がある。その場合は、次のいずれかの要件を満たしているか。 1 企業結合日の時価と被結合企業の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき 2 時価の算定が困難なとき				
15-3	(事業分離会計)	会社分割、事業譲渡などの事業分離が行われた場合、分離元企業に適用すべき会計処理は、投資が継続している場合（受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合）には損益は発生せず、投資が清算された場合（受取対価が現金の場合など）には、原則として移転損益が発生しているか。				

(2) 計算書類等に関する表示

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回答欄			摘 要
				Yes	No	該当なし	
16-1	(金額の表示単位)	計算書類に係る事項の金額は、1円単位、1000円単位又は100万円単位をもって表示しているか。	規 89				
貸借対照表							
17-1	(区 分)	貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しているか。 資産 負債 純資産	規 105				
資 産 の 部							
17-2	(区 分)	資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。 流動資産 固定資産 繰延資産	規 106				
流 動 資 産							
17-3	(区 分)	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって流動資産に記載しているか。 1 現金及び預金(1年以内に期限の到来しない預金を除く。) 2 受取手形(通常の取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した手形債権(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。) 3 売掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。)をいう。) 4 売買目的有価証券及び1年以内に満期の到来する有価証券 5 商品(販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。) 6 製品、副産物及び作業くず 7 半製品(自製部分品を含む。) 8 原料及び材料(購入部分品を含む。) 9 仕掛品及び半成工事 10 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの 11 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金(当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。)をいう。) 12 前払費用であって、1年以内に費用となるべきもの 13 未収収益 14 次に掲げる繰延税金資産 (1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年以内に取り崩されると認められるもの 15 その他の資産であって、1年以内に現金化できると認められるもの	規 106				
17-4	(繰延税金資産等の表示)	流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しているか。	規 114				

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当なし	
固定資産							
17-5	(区 分)	固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産	規 106				
有形固定資産							
17-6	(区 分)	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって有形固定資産に記載しているか（1 から 7 までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）。 1 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備 2 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。） 3 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備 4 船舶及び水上運搬具 5 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具 6 工具、器具及び備品（耐用年数 1 年以上のものに限る。） 7 土地 8 建設仮勘定（1 から 7 までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。） 9 その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの	規 106				
17-7	(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)	各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。 ① 当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しているか。 ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することができるため、一括表示しているか。 ② 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。	規 110				
17-8	(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)	各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。 ① 当該各有形固定資産の金額（有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。 ② 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示しているか。 ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することができるため、一括表示しているか。 ③ 減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合に限り、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示しているか。	規 111				

IV 参 考

「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当なし	
無形固定資産							
17-9	(区 分)	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって無形固定資産に記載しているか。 1 特許権 2 借地権（地上権を含む。） 3 商標権 4 実用新案権 5 意匠権 6 鉱業権 7 漁業権（入漁権を含む。） 8 ソフトウェア 9 のれん 10 その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの	規 106				
17-10	(無形固定資産の表示)	各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しているか。	規 112				
投資その他の資産							
17-11	(区 分)	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって投資その他の資産に記載しているか。 1 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券 2 出資金 3 長期貸付金 4 次に掲げる繰延税金資産 (1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取り崩されると認められないもの 5 その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの 6 その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの	規 106				
17-12	(関係会社株式等の表示)	関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しているか。	規 113				
17-13	(繰延税金資産等の表示)	固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しているか。	規 114				
繰延資産							
17-14	(区 分)	繰延資産として計上することが適当であると認められるものは、繰延資産に記載しているか。	規 106				
17-15	(繰延資産の表示)	各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しているか。	規 115				

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当なし	
資産に係る引当金							
17-16	(貸倒引当金等の表示)	各資産に係る引当金は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。 1 各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。 ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することができるため、一括表示しているか。 2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しているか。	規 109				
負債の部							
17-17	(区 分)	負債の部は、次に掲げる項目に区分しているか。 流動負債 固定負債	規 107				
流動負債							
17-18	(区 分)	次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。 1 支払手形(通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。) 2 買掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。) 3 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金をいう。) 4 引当金(資産に係る引当金及び1年以内に使用されないと認められるものを除く。) 5 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの 6 未払費用 7 前受収益 8 次に掲げる繰延税金負債 (1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年以内に取崩されると認められるもの 9 その他の負債であって、1年以内に支払又は返済されると認められるもの	規 107				
固定負債							
17-19	(区 分)	次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。 1 社債 2 長期借入金 3 引当金(資産に係る引当金及び流動負債に掲げる引当金を除く。) 4 次に掲げる繰延税金負債 (1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年以内に取崩されると認められないもの 5 のれん 6 その他の負債であって、流動負債に属しないもの	規 107				

IV 参 考

「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当 なし	
純資産の部							
17-20	(区 分)	純資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。 1 株主資本 2 評価・換算差額等 3 新株予約権	規 108				
17-21	(株主資本の区分)	株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 4 利益剰余金 5 自己株式（株主資本の控除項目） 6 自己株式申込証拠金	規 108				
17-22	(資本剰余金の区分)	資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 1 資本準備金 2 その他資本剰余金 なお、その他資本剰余金は、適当な名称を付した項目に細分しているか。	規 108				
17-23	(利益剰余金の区分)	利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 1 利益準備金 2 その他利益剰余金 なお、その他利益剰余金は、適当な名称を付した項目に細分しているか。	規 108				
17-24	(評価・換算差額等の区分)	評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しているか。 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金	規 108				
17-25	(新株予約権)	自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しているか。 ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することができるため、控除項目として表示しているか。	規 117				
損益計算書							
18-1	(区 分)	損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。 ただし、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。 1 売上高 2 売上原価 3 販売費及び一般管理費 4 営業外収益 5 営業外費用 6 特別利益 7 特別損失	規 119				
18-2	(特別利益)	特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しているか。 ただし、その金額が重要でないものについては、当該利益を細分しないことができるため細分していないか。	規 119				

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当なし	
18-3	(特別損失)	特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しているか。 ただし、その金額が重要でないものについては、当該損失を細分しないことができるため細分していないか。	規 119				
18-4	(売上総損益金額)	売上高から売上原価を控除した額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として表示しているか。	規 120				
18-5	(営業損益金額)	売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額は、営業利益金額又は営業損失金額として表示しているか。	規 121				
18-6	(経常損益金額)	営業損益金額に営業外収益を加え営業外費用を減じた額は、経常利益金額又は経常損失金額として表示しているか。	規 122				
18-7	(税引前当期純損益金額)	経常損益金額に特別利益を加え特別損失を減じた額は、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額として表示しているか。	規 123				
18-8	(税 等)	次に掲げる項目は、その内容を示す名称を付し、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。 1 当該事業年度に係る法人税等 2 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。） 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。 ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、当該事業年度に係る法人税等の金額に含めて表示することができるため、含めて表示しているか。	規 124				
18-9	(当期純損益金額)	税引前当期純損益金額から税等の各項目を加減した額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として表示しているか。	規 125				
株主資本等変動計算書							
19-1	(区 分)	株主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。 1 株主資本 2 評価・換算差額等 3 新株予約権	規 127				
19-2	(株主資本の区分)	株主資本は次に掲げる項目に区分しているか。 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 4 利益剰余金 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金	規 127				
19-3	(資本剰余金の区分)	資本剰余金は次に掲げる項目に区分しているか。 1 資本準備金 2 その他資本剰余金 なお、その他資本剰余金は、適当な名称を付した項目に細分しているか。	規 127				

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当なし	
19-4	(利益剰余金の区分)	利益剰余金は次に掲げる項目に区分しているか。 1 利益準備金 2 その他利益剰余金 なお、その他利益剰余金は、適当な名称を付した項目に細分しているか。	規 127				
19-5	(評価・換算差額等の区分)	評価・換算差額等は次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しているか。 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金	規 127				
19-6	(新株予約権)	自己新株予約権に係る項目は、新株予約権の金額から直接控除しているか。 又は控除項目として区分しているか。	規 127				
19-7	(変更事由の記載)	資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ前期末残高、当期変動額及び当期末残高を記載し、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしているか。 評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにし、主要な当期変動額を、その変動事由とともに明らかにしているか。 変動事由には、当期純利益（又は当期純損失）を記載しているか。	規 127				
注 記 表							
20-1	(区 分)	注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 貸借対照表等に関する注記 4 損益計算書に関する注記 5 株主資本等変動計算書に関する注記 6 税効果会計に関する注記 7 リースにより使用する固定資産に関する注記 8 関連当事者との取引に関する注記 9 1株当たり情報に関する注記 10 重要な後発事象に関する注記 11 その他の注記 ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は1、3、4、6から10までに掲げる項目を表示しないことができる。	規 129				
20-2	(注記の方法)	貸借対照表等、損益計算書等又は株主資本等変動計算書等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。	規 130				
最低限必要な注記事項							
20-3	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。 1 資産の評価基準及び評価方法 2 固定資産の減価償却の方法 3 引当金の計上基準 4 収益及び費用の計上基準	規 132				

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当なし	
20-4	(会計方針の変更に関する注記)	5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項(例えば、「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。 1 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 2 表示方法を変更したときは、その内容	規 132				
20-5	(株主資本等変動計算書に関する注記)	次に掲げる事項を明らかにしているか。 1 当該事業年度の末日における発行済株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数) 2 当該事業年度の末日における自己株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数) 3 当該事業年度中に行つた剰余金の配当(当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。)に関する事項 4 当該事業年度の末日における会社が発行している新株予約権(行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)	規 136				
20-6	(その他の注記)	その他貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態等を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。 「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨を注記しているか。	規 144				
任意注記事項 (会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))は20-7から20-14までに掲げる項目を表示しないことができる。)							
20-7	(継続企業の前提に関する注記)	会社の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、次に掲げる事項を注記しているか。 1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 2 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 3 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 4 当該重要な疑義の影響の計算書類(連結注記表にあつては、連結計算書類)への反映の有無	規 131				
20-8	(貸借対照表等に関する注記)	次に掲げる事項を注記にしているか。 1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 ① 資産が担保に供されていること ② ①の資産の内容及びその金額 ③ 担保に係る債務の金額 2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額)	規 134				

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当 なし	
		3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額） 4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨 5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額 6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務その金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務を区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務とが属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額 7 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額 8 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額 9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額					
20-9	(損益計算書に関する注記)	関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記しているか。	規 135				
20-10	(税効果会計に関する注記)	繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）及び繰延税金負債（重要でないものを除く。）の発生の主な原因を明らかにしているか。	規 138				
20-11	(リースにより使用する固定資産に関する注記)	ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件に関する次に掲げる事項を注記しているか。 1 当該事業年度の末日における取得原価相当額 2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 4 そのほか、リース物件に係る重要な事項	規 139				
20-12	(関連当事者との取引に関する注記)	1 会社と関連当事者との間に重要な取引がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。 ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)まで及び(8)に掲げる事項を省略することができる。 (1) 当該関連当事者が会社等であるとき ① その名称 ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合 ③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合 (2) 当該関連当事者が個人であるとき ① その氏名 ② 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合 (3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針	規 140				

番 号	項 目	内 容	関係法令等	回 答 欄			摘 要
				Yes	No	該当なし	
		(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な別の事業年度の末日における残高 (8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。 (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等の給付 (3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引 3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。 4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。 (1) 当該株式会社の親会社 (2) 当該株式会社の子会社 (3) 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。） (4) 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの） (5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの） (6) 当該株式会社の主要株主（自己又は他人の名義をもって会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（2親等内の親族）。 ① 信託業を営む者が信託財産として所有する株式 ② 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式 ③ 証券取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式 (7) 当該株式会社の役員及びその近親者 (8) (6)(7)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）					
20-13	(1株当たり情報に関する注記)	1株当たりの次に掲げる額を注記しているか。 1 純資産額 2 当期純利益金額又は当期純損失金額	規 141				
20-14	(重要な後発事象に関する注記)	会社の事業年度の末日後、会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合、当該事象を注記しているか。	規 142				

以 上

会計参与の行動指針

平成18年4月25日
日本公認会計士協会
日本税理士会連合会